

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課

「先進医療の取消しについて」に係る取扱いについて

今般、先進医療の施設基準の見直し等に伴い、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成 20 年厚生労働省告示第 129 号）の一部が平成 28 年 3 月 25 日をもって改正され、平成 28 年 4 月 1 日から適用されることとなったところである。

については、別添の参考資料 1（保険適用となる先進医療）及び参考資料 2（廃止となる先進医療）に示す先進医療については、平成 28 年 4 月 1 日より先進医療から取り消されることから、「先進医療の取消しについて（厚生労働省発保 0325 第 1 号）」に示すとおり、速やかに対象保険医療機関に対し、先進医療に係る保険医療機関の承認を取り消す旨を文書により通知願いたい。

なお、通知の書式については、別添の参考資料 3 及び参考資料 4 を参考とすること。